

○経済産業省告示第七十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成三十一年経済産業省告示第百五号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。）の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。	附則 第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。）の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。

[